

第366回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和4年4月1日(金)10:00～10:12

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから、第366回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は、議事次第にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いにつきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○靄田総務課長 第1部につきましては公開案件であります。新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑みまして、今回は傍聴者を受け付けないこととさせていただきます。

なお、第1部の議事の模様につきましては、インターネットで同時中継を行っております。第2部の議題については、個別の民間企業の情報を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日、委員会ホームページに掲載することといたします。その会議資料につきましては、情報公開請求があった場合には、その対応について改めて御相談するという扱いにしたいと考えております。

なお、本日の会議の資料ですけれども、通常どおり電取委のホームページに掲載しているところでございますが、技術的な問題により、現在、議題1の広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更認可についての資料3でございますけれども、このみ掲載が遅れております。問題が解決次第、掲載させていただきます。

なお、YouTubeでの配信につきましては、通常どおりスクリーンで配信を行う予定でございます。念のため御確認いただきたいと思います。

○横山委員長 どうもありがとうございました。ただいま御説明がありましたように、議事次第において、第2部として記載されている議題につきましては非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、今お話のあったとおりにさせていただきたいと思います。

それでは、議題の1、広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更認可

について、にしまして、田中ネットワーク事業監視課長から御説明をお願いいたします。

○田中NW監視課長 ネットワーク事業監視課長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料3を御覧いただけますでしょうか。こちら、広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更認可についてとなっております。内容でございますけれども、令和4年3月1日付で、広域機関より経済産業大臣に対して業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請があり、4月1日付で経済産業大臣から意見の求めがあったところでございまして、当該認可に係る電力・ガス取引等監視委員会としての回答について御審議いただくというものでございます。

なお、本件でございますけれども、4月1日付で、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴う変更を含むものであるため、法の施行を待つて経済産業大臣から意見の求めがなされたものでございます。

2ポツ、変更の主な経緯でございます。まず1つ目でございますが、再生可能エネルギー電気特措法に基づき、広域機関が行う交付金の交付、納付金の徴収、解体等積立金の管理、入札の実施等に関する変更ということでございまして、強靱化法の施行に伴い、現行のF I T制度に加え、F I P制度等が新たに創設されましたので、これに関連する交付金交付、納付金徴収等の業務が新たに発生することになったということでございまして、これらの業務については、広域機関が一括して行うこととされたというものでございます。これに対応するための本業務の実施に関するルールの整備を行うものというのが1つ目でございます。

2つ目の内容でございますが、配電事業・特定卸供給事業ライセンスの創設に伴う変更でございまして、強靱化法の施行に伴い新たに電気事業法に位置づけられる配電事業者・特定卸供給事業者についても、一般送配電事業者などと同様に広域機関が供給計画の取りまとめ等を行うため、必要な改正を行うものということでございます。

3点目でございますけれども、35行目でございます。供給計画に記載された情報のうち、一般送配電事業者の託送料金に係る原価の算定に必要となる情報の共有に伴う変更ということでございます。発電側課金の導入が検討されているところ、仮に発電側課金が導入された場合には、一送が発電側課金の対象原価の算出や課金単価の設定に当たって、供給計画に記載されたキロワットやキロワットアワー等の情報を用いることが電力・ガス取引監

視等委員会制度設計専門会合において整理されたことから、託送料金原価の算定のため、供給計画の情報を広域から一送に共有するためのルールを整備するものということでございます。

続きまして、44行目でございますが、新インバランス料金制度の開始に伴う、一送によるインバランス量の提出と広域機関の集計業務の削除でございます。

2021年度までのインバランス料金制度では、卸電力取引価格に連動しつつ、系統全体の需給状況に応じた調整項 α 等を設けた算定式により計算される仕組みとなっていたところでございます。この α については、一送が各供給区域のインバランス量を算定し広域機関に提出し、広域機関が全国のインバランス量を集計した上で、JEPXが算出することになっていたものでございますけれども、2022年度から導入された新インバランス料金制度では、この調整項 α を用いた算定式がなくなり、その算定に必要であった上記手続も不要となるため、当該規定を削除するものというところでございます。

以上の変更案に係る内容につきまして、審査基準に照らして特段の問題はないと判断されることから、委員会として当該認可を行うことに異存がない旨を回答することとしたいというものでございます。

以上、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

では、事務局から御説明のありましたとおり、委員会として意見回答することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんようですので、事務局案のとおり、経済産業大臣に意見回答することといたします。どうもありがとうございました。

それでは、議題の2に移りたいと思います。日本卸電力取引所の業務規程の変更認可について、に関しまして、東取引制度企画室長から御説明をお願いいたします。

○東取引制度企画室長 御説明させていただきます。1件目の議題とも重複するところですが、4月1日からインバランス料金制度が改定されるのに伴って、JEPX、日本卸

電力取引所の業務規程の中で、 α の計算というのが規定されていたのですが、これが不要になるので、こちらの削除という形で業務規程を変更したいということでございます。こちらにつきましても、電事法に基づきまして、JEPXから経産大臣宛てにそういった形で業務規程を変更してよいかという申請がございました。それで、経産大臣から当委員会に対して意見聴取というのが来ているところでございます。業務規程の改定、計算法の削除につきましては、当然適切なものであると考えておりまして、その旨を回答してよろしいか御審議いただければと思っております。

資料2ページ目ですが、実際にはこういった規定が業務規程18条で、インバランス料金に関する計算が規定されておりまして、削除したいということでございます。後ろに参考資料はつけておりますが、基本的にはこの1条を削除するということにつきまして御確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○横山委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。異論がございませんようですので、事務局案のとおり、経済産業大臣に意見回答することといたします。どうもありがとうございました。

第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○轟田総務課長 事務局から1点お伝えいたします。前回の委員会からの間に2件、緊急での書面開催を行っております。

1つ目は、令和4年、福島県沖を震源とする地震に係る特定小売供給約款の特例認可等につき、3月18日付で認可等することに異存はない旨、経済産業大臣に回答しております。

2つ目は、令和3年8月11日から的大雨による災害に係る託送供給等約款の特例認可につき、3月28日付で認可することに異存はない旨、経済産業大臣に回答しております。

事務局からは以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。それでは、これにて第1部を終了とい

たします。

——了——